

長野県東信消費生活センター



「長野県版 エシカル消費」で未来を少しずつ変えよう

最近見聞きする「エシカル消費」。エシカルは英語で「倫理的・道徳的」の意で、人や地域、環境などに配慮した消費行動を指す言葉です。長野県ではさらに「健康」をキーワードに加え、一人ひとりの身近な消費を変えることで、未来を少しずつ変えていこうと呼びかけています。

買い物をするときは、使い捨てではなく長く使えるものやリユース・リサイクル製品を選ぶことで「環境」に配慮し、地産地消・地場産品を買うこと、地元商店街で買い物をするなど、「地域」に配慮を。またフェアトレード商品や、福祉作業所などで作られた製品を選ぶことで「人や社会」に配慮。野菜たっぷりで塩分控えめな食事を摂ることで「健康」に配慮するなども、「思いやりの心」をもつて選ぶことが大切としていきます。

「お試し」のつもりだったが、定期購入だった。解約しようとしたら、手数料がとられてしまった。注文前に契約書をよく読み、スクリーンショットなどで保存しておきましょう。

「長野県版 エシカル消費」で未来を少しずつ変えよう

「お試し」のつもりだったが、定期購入だった。解約しようとしたら、手数料がとられてしまった。注文前に契約書をよく読み、スクリーンショットなどで保存しておきましょう。

「お試し」のつもりだったが、定期購入だった。解約しようとしたら、手数料がとられてしまった。注文前に契約書をよく読み、スクリーンショットなどで保存しておきましょう。

教えて! 行政のお仕事



未納料金+電子マネー=詐欺

「コロナ禍につけこんだ通信販売やSMSの詐欺」
注文・支払い前に確認を!

品を注文する場合は、サイン名や契約内容の確認が必要。有名メーカーの公式サイトで格安だと思つて注文したら、偽サイトだった

クセスや折り返し電話はしないでください。宛名や業者名のないSMSは、詐欺の可能性が高いです。また行政や公共機関が、ワクチン接種や還付金などについてSMSで連絡することはありません(ワクチン接種は無料)。「電子消費料金」などが未納として、支払いを求めるものは詐欺の可能性が高いです。
□成年年齢が来年18歳に自らの責任で契約を
令和4年4月1日より成年年齢が引き下げられ、現在の20歳成年から18歳成年となります。
現行では20歳未満の未成年者が保護者の同意なしに契約したものは、取り消すことができます。しかし来年4月以降は18歳・19歳も成人。未成年取り消しはできなくなり、結んだ契約などは自らの責任となります。
※消費者トラブルなどについての相談は、局番なしの188(消費者ホットライン)・近くの相談窓口(案内)か、長野県東信消費生活センター(☎08517)へ。

5月 は 消費者月間 です。 統一テーマ▶ “消費” で築く新しい日常

コロナ禍の下、相談が増えている事例を掲げます。皆様、事例を参考に気を付けてください。

●突然のSMS(ショートメッセージサービス)が届いても反応しないで!
SMSに「電話料金の未納があります」とメッセージが届いた。連絡すると「訴訟になる」と言われ同時に何十万もの高額料金を請求されて、不安になった。
アドバイス
「未納があります」というメッセージが届くと、その真偽を確かめたくりますが、絶対相手先に連絡しないでください。まして個人情報や住所などを相手に話す、入力するなどといったことは大変危険です。突然のSMSには、反応しないでください。

●インターネット通信販売等には注意が必要です。本当にお試し?それは正規サイト?
事例② ●インターネットで安い金額の商品を購入した。1回のお試しのつもりだったが定期購入で2回目からは、高額となっている。困った。
●ブランド品が安かったので、お徳と思ひ購入したが、いつまでたっても商品が届かない。偽(にせ)サイトに、だまされてしまったようだ。
アドバイス
●インターネットの通販等には、「お試し」か「定期購入」かが、サイトに記載されています。サイト全体をよく見てから注文しましょう。●ブランド品などが一般的な価格より、極端に安く販売されている場合は注意が必要です。最近は、正規サイトとそっくりな偽サイトが出回っています。支払方法でカードが利用できず、口座振込だけで口座名義人が個人名だった場合などは、より注意、確認が必要となってきます。

●「簡単に儲かります!」副業サイトに申し込みをしたが全く儲からないのでやめたい。
事例③ コロナの影響で収入が減ったので、副業サイトに申し込んだ。サイト側から言われるまま、教材費として高額料金を支払ってしまった。
アドバイス
SNSを通じた儲け話には、特に注意が必要です。副業サイトなどに掲載されていることや友人などからの「儲かるから」などといういわゆる「うまい話」を鵜呑みにせず、落ち着いて慎重に判断しましょう。結局のところ「やってみただけ儲からない」となる方が多いのが実情です。簡単に契約しないでください。

だまされないための心得5か条

- 1 はっきり断る!
- 2 うまい話はまず疑う!
- 3 気軽に財産の内容を教えない!
- 4 署名、押印はうかつにしない!
- 5 迷ったらひとりで悩まず、まず相談!

おかしいと思ったら「消費者ホットライン」188(いやや)へご相談を!

今まで18歳、19歳が適用となっていた「未成年契約の取消」ができなくなります。

成年年齢が引き下げられます! 来年4月1日から18歳から成年となります。

未成年契約の取消とは?
社会の経験の少ない未成年者が親権者(保護者)の同意を得ずに契約したものは、取消すことができる。(取消は、本人からでも親権者からでもできる)

契約の際は内容・期間等、慎重に。

長野県では、消費者月間記念講演会をオンラインで開催いたします。

令和3年5月20日(木) 15:30~17:00

内容/「エシカルな暮らし」
講師/株式会社マガジンハウス「& Premium(アンド プレミアム)」
編集長 芝崎信明氏

詳細につきましては、県のホームページ「長野県消費生活情報」をご覧ください。

https://www.nagano-shohi.net/ethical

消費生活センター 一覧

消費者トラブルでお困りの際は、下記消費生活センターへお問合せください。
長野県東信消費生活センター ☎0268-27-8517(午前8時半~午後5時まで)

お住いの市にも消費生活センターがあります。

上田市消費生活センター ☎0268-75-2535(午前9時~午後4時まで)

東御市消費生活センター ☎0268-75-2410(午前8時30分~午後5時15分まで)

千曲市消費生活センター ☎026-274-0820(午前8時30分~午後5時まで)

佐久市消費生活センター ☎0267-62-7501(午前8時30分~午後5時15分まで)

もしくは、「消費者ホットライン」188(いやや)へご相談ください。

受付時間/月曜日~金曜日 休み:土・日・祝日・年末年始

(注意)コロナの影響で相談が非常に多くなっています。順番でお受けしていますので、お待ちいただく場合があります。ご了承ください。

新聞のお申し込み・お問い合わせは、お近くの販売店へ

望月 今井新聞店 ☎0267-53-2411

浅科 池田新聞店 ☎0267-62-8800

東御 信毎ふれあいネット東御 ☎0268-62-0118

丸子 佐藤新聞店 ☎0120-400-365

大屋 信毎ふれあいネット大屋 ☎0268-64-0030

上田 東郷堂 ☎0120-24-7205

坂城 坂城新聞販売所 ☎0268-82-2062

戸倉 信毎ふれあいネット屋代戸倉 ☎026-272-0713

上山田 赤沼新聞店 ☎026-275-1780

新しい生活に新聞をどうぞ。